

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

事前協議及び許可申請等の手引き

事業区域の面積が 2.5 ヘクタール以上

又は

地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積が 0.5 ヘクタールを超える
場合

本市の環境と調和のとれた大規模な太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、生活環境、景観その他の自然環境の維持を図り、本市の環境の保全に寄与するため、「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しました。(平成30年6月22日から施行)

《条例・規則のこれまでの改正》

	対象事業		施行日
	許可制	事前協議、準用近隣住民等への説明会等の手続が必要	
制定	25ha以上	—	H30.6.22
一部改正	25ha以上	1ha以上 25ha未満	R2.3.2
一部改正	25ha以上又は地域森林計画 対象民有林の面積が1ha以上	1ha以上(許可制の対象除く)	R3.6.23
一部改正	25ha以上又は地域森林計画 対象民有林の面積が0.5haを超過	1ha以上(許可制の対象除く)	R6.3.22

《用語の説明》

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とするもの（太陽光発電設備に附属する管理施設及び変電設備を含む。）であって、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置しないものをいう。
事業区域	電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）を行う土地（緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。この場合において、近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。
大規模な太陽光発電設備	事業区域の面積が25ヘクタール以上の太陽光発電設備又は事業区域内における森林法第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。）の区域の面積が0.5ヘクタールを超える太陽光発電設備をいう。
事業者	電気事業の用に供する大規模な太陽光発電設備を設置する事業（以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
工事施行者	事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

近隣住民	大規模な太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けるおそれがある者をいう。
該当自治会	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、近隣住民が属するものと市長が認めたものをいう。

※ 「宅地造成等規制法」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）を指します。

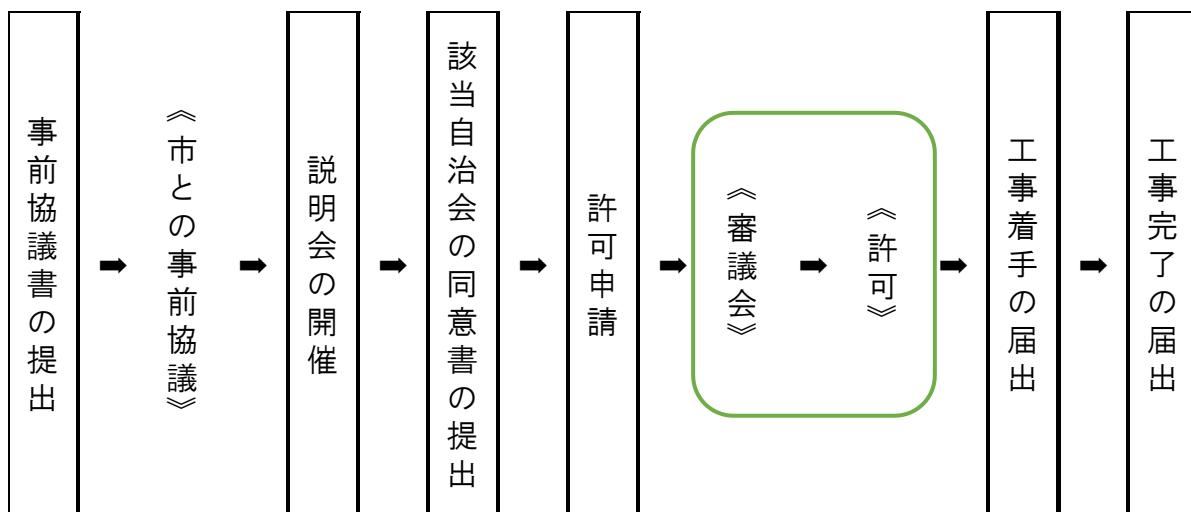
※ 「宅地造成等規制法施行令」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）を指します。

1 概要

市内全域において、事業区域の面積が25ヘクタール以上又は地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積が0.5ヘクタールを超える大規模な太陽光発電設備を設置する事業を行うには、市の許可を受けなければなりません。

制度	許可制
対象事業	大規模な太陽光発電設備を設置する事業
対象規模	事業区域の面積が25ヘクタール以上又は地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積が0.5ヘクタールを超える太陽光発電設備 (なお、近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。)
対象地域	市内全域
手数料	許可の申請 1件 250,000円 変更の許可の申請 1件 120,000円

2 主な手続の流れ



※詳細な手続フローについては、4～14ページを参照してください。

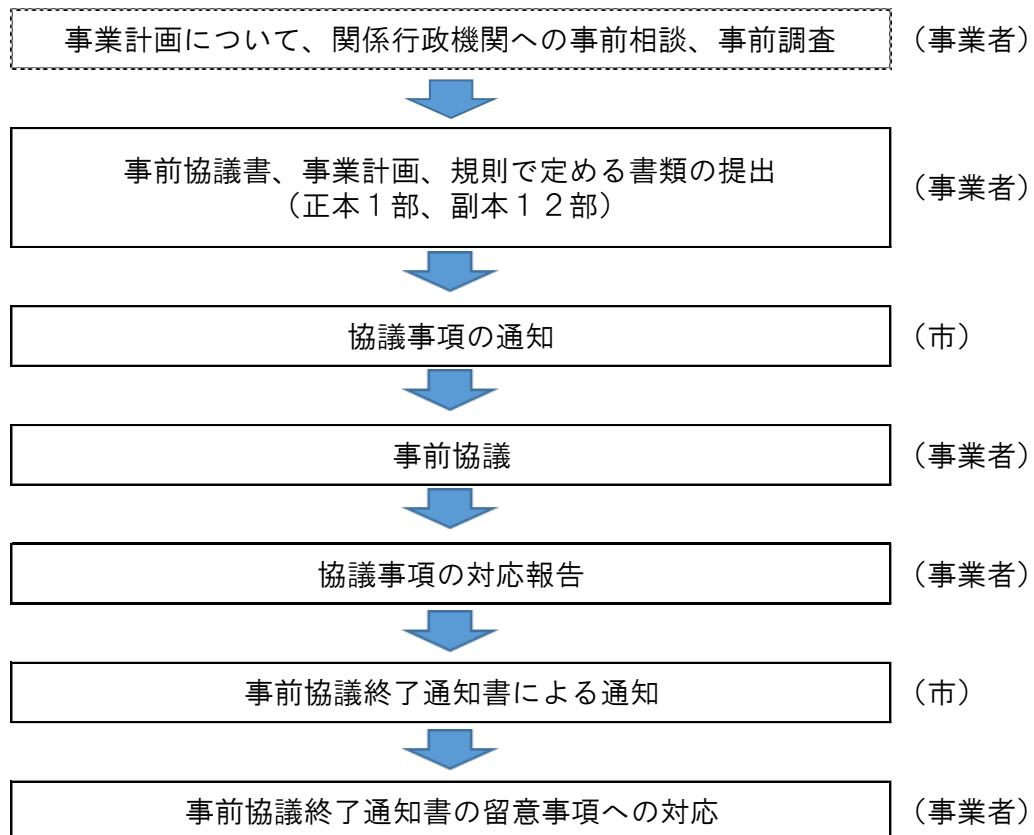
※許可の基準については、15～21ページを参照してください。

3 事前協議の手続

大規模な太陽光発電設備を設置する事業には様々な法律、条例（以下「関係法令」）が関与します。協議を実施する中で、関係法令及びそれに基づく手続を明らかにします。

また、事前協議終了の際には、修正点等を留意事項として示す場合がありますので、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者（以下「近隣住民等」）との協議結果等も踏まえ、事業者自らの責任において留意事項に対応するよう努めなければなりません。

（1）事前協議手続の流れ



（2）事業計画の策定

事業者は、この条例の目的（第1条）や基本理念（第2条）を十分に認識した上で、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」その他の資料に従って事業計画を策定してください。

(3) 事前協議書の提出

事前協議書（別記様式第1号）は、下記のとおり、事業計画及び規則で定める書類を添付して提出してください。

ア) 事業計画

事業計画は、以下の事項を記載して、任意の様式で作成してください。（指定の様式はありません。）

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）
- ② 事業区域の所在及び面積
- ③ 工事施行者の氏名及び住所
- ④ 工事の完了時における土地の形状
- ⑤ 大規模な太陽光発電設備を設置する位置
- ⑥ 設置する大規模な太陽光発電設備の構造
- ⑦ 事業の期間及び工程
- ⑧ 設置する大規模な太陽光発電設備の最大出力
- ⑨ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- ⑩ 太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- ⑪ 景観の保全のための方策
- ⑫ 自然環境の保全のための方策
- ⑬ 上記⑪⑫のほか、災害、事故等の発生を防止するためにとる措置
- ⑭ 事業の実施に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画及び状況
- ⑮ 工事の完了後における大規模な太陽光発電設備の維持管理の計画

イ) 規則で定める書類

	事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書） ・事業者が個人の場合、その住民票の写し（発行後3か月以内のもの）、法人の場合、その法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
①	

②	<p>事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の土地に関する登記事項証明書、公図（いずれも発行後3か月以内のもの）、合成公図（公図を1枚に合成したもの）を添付してください。 ・事業者が、土地を所有して行う事業で、現時点では所有していない場合は、土地の所有権を有する見込みであることが分かる書類を添付してください。 ・事業者が、土地を賃借して行う事業である場合は、土地使用の権原を証する書類（見込みでも良い）を添付してください。 				
③	<p>事業者及び工事施工者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 30%;"><事業者></td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設置工事に係る資金計画書 ・融資証明書または残高証明書 ・納税証明書（法人税、所得税） </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><工事施工者></td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可証の写し ・大規模な太陽光発電設備設置事業に関する実施経歴書 ・納税証明書（法人税、所得税） ・事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書 </td></tr> </table>	<事業者>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事に係る資金計画書 ・融資証明書または残高証明書 ・納税証明書（法人税、所得税） 	<工事施工者>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可証の写し ・大規模な太陽光発電設備設置事業に関する実施経歴書 ・納税証明書（法人税、所得税） ・事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書
<事業者>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事に係る資金計画書 ・融資証明書または残高証明書 ・納税証明書（法人税、所得税） 				
<工事施工者>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可証の写し ・大規模な太陽光発電設備設置事業に関する実施経歴書 ・納税証明書（法人税、所得税） ・事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書 				
④	<p>事業者及び工事施工者が条例第12条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類（書式については、環境政策課にお問い合わせください。）</p> <p>（条例第12条第2項）</p> <p>（3）和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等がその事業活動に関与しているとき。</p>				
⑤	事業区域に係る土地の位置を示す図面				
⑥	土地利用計画平面図				
⑦	造成計画平面図及び断面図				
⑧	排水計画平面図				
⑨	擁壁の背面図及び断面図				
⑩	排水流域図				
⑪	事業区域及び排水先の現況写真				

(12)	<p>大規模な太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な太陽光発電設備のパネルの仕様が分かる資料（カタログ等）、フレーム、架台、付属施設等の色彩が分かる資料を添付してください。
(13)	<p>維持管理に係る計画書（別記様式第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な太陽光発電設備（変電設備等の付属施設を含む。）及び調整池等の災害を防止するための施設の点検計画（点検予定業者、点検頻度、点検内容）、事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記入してください。
(14)	<p>立地環境に関する概要書（別記様式第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について、記入してください。 ・動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落の分布地域について、文献調査及び必要に応じ現地調査等を行い、調査方法及び調査結果を記入してください。
(15)	<p>環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第21条第2項に規定する評価書の副本</p>
(16)	<p>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現況図 2 がけの断面図 3 防災工事計画平面図 4 防災施設構造図 5 FIT法に基づく認定通知書の写し等 6 完成予想図（フォトモンタージュ等） 7 影響範囲予想図（反射光、騒音、振動等） 8 地域森林計画の対象となっている民有林の区域の位置図 (併せて当該区域の面積も示してください。)

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
② 公図、合成公図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域を明示（朱枠） ・地目、地積、所有者(申請地) 		発行後3か月以内
⑤ 事業区域に係る土地の位置を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・大規模な太陽光発電設備の位置及び区域 ・道路や目標となる土地及び施設(公共施設、河川等) ・事業区域と既設消火栓、防火水槽等の消防水利施設の距離 	1/2500	都市計画図の白図
⑥ 土地利用計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ・大規模な太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ・変電設備の位置、形状、寸法 ・緩衝帯の位置、形状、寸法 ・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ・事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・送電に係る電柱の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置 	1/1500 以上	
⑦造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界線 ・切土、盛土の施工範囲及び杭の設置位置 ・切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 ・がけ又は擁壁の位置及び形状寸法 ・排水施設の位置、流下方向 ・その他災害を防止するための施設の位置 	1/1500 以上	・断面図と照合できるように記号等を付すこと。
造成計画断面図 (縦横断図)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工前後の地盤面 ・盛土、切土の範囲、高さ及び勾配 ・擁壁の形状及び高さ ・排水施設の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置 	縦断図 1/200 以上 横断図 1/1500 以上	・造成を行わない場合は、その旨を表示すること。

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
⑧排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界線 ・排水区域の区域界 ・施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称、位置、形状、管理者 ・調整池の位置、オリフィスの形状及び調整容量 	1/1500 以上	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明示すること。
⑨擁壁の背面図 及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	
⑫大規模な太陽光発電 設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ・変電設備の形状、高さ、寸法 	1/50 以上	大規模な太陽光発電設備のカタログ等を添付すること。
透視図 (着色したもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な太陽光発電設備及び架台等の色彩 ・事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩 	1/300 以上	
⑯1 現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・地形（等高線は2mの標高差を示すもの）、地盤高 ・事業区域の境界線 ・既存建築物及び擁壁等の工作物の位置及び形状 ・樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況 	1/1500 以上	区域内だけではなく、隣接する周辺状況が分かるように記載すること。（特に水路や里道等がある場合は、その対面側の状況まで記載必要）
⑯2 がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・がけの高さ、勾配及び土質 ・切土又は盛土をする前後の地盤面及びがけ面の保護の方法 ・法面の小段の位置、形状及び排水方法 	1/50 以上	<p>現況及び計画高を記入する。 土質試験結果を示す書類等の添付が必要な場合がある。</p> <p>勾配は1:1.0等と表示する。</p>

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
⑯3 防災工事計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・等高線 ・仮設道路の計画線 ・段切位置 ・ヘドロ除去位置・除去深さ ・防災施設の位置・形状・寸法及び名称 ・土砂流出防止のための流土計画 ・工事中の雨水排水経路 ・防災措置時期及び期間 	1/1000 以上	
⑯4 防災施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称 ・施設の材料・形状・寸法 	1/100 以上	
⑯8 地域森林計画の対象となっている民有林の区域の位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の境界線 ・地域森林計画対象民有林の区域及び面積 	1/1500 以上	

- ※1 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記すること。
 また、記号を用いる場合は、凡例を付すこと。
- ※2 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認すること。
- ※3 市への提出書類（添付書類含む。）については、電子データも併せて提出してください。

(4) 協議事項対応報告書の提出

事前協議書の提出後、市から、協議事項を通知しますので、当該通知に記載の事項について、関係各課と事前協議を行ってください。

その後、事前協議が整ったときは、その内容を「協議事項対応報告書」として取りまとめ、市へ提出してください。

報告書等の種類	添付書類	備 考
協議事項対応報告書 (任意様式)	協議事項通知書（※）の写し	提出部数 2部 (正副各1部)

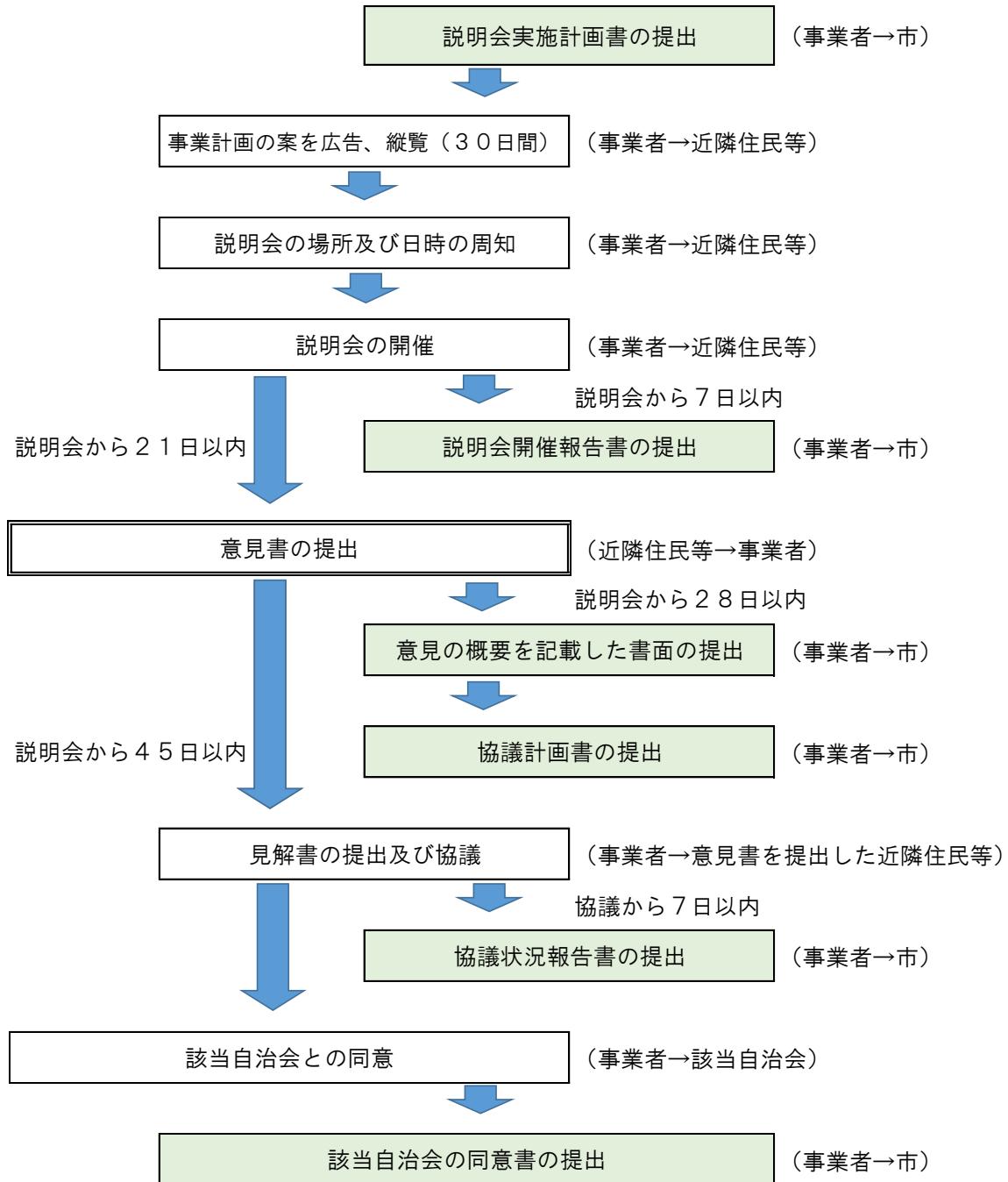
※ 協議事項通知書は、発出日から3年以内のものとしてください。

3年を超過している場合は、手続をはじめから（事前協議書の提出から）やり直してください。

4 近隣住民等との合意形成の手続

(1) 近隣住民等との合意形成の流れ

事前協議の終了後、市から、該当自治会を通知しますので、以下のとおり手続を進めてください。



(2) 市への提出書類

報告書等の種類	添付書類	備 考
説明会実施計画書 (別記様式第5号)	説明会で配布する資料	提出部数 2部 (正副各1部)
説明会開催報告書 (別記様式第6号)	説明会で配布した資料 説明会の議事概要及び議事録 説明会の出席者名簿の写し 説明会の対象範囲を示す図面	提出部数 2部 (正副各1部)
意見の概要を記載した書面	意見書の写し	提出部数 2部 (正副各1部)
協議計画書 (別記様式第7号)	協議で配布する資料	提出部数 2部 (正副各1部)
協議状況報告書 (別記様式第8号)	協議で配布した資料 見解書の写し	提出部数 2部 (正副各1部)

※ 市への提出書類（添付書類含む。）については、電子データも併せて提出してください。

(3) 関係法令に基づく住民説明会について

説明会の開催は、県太陽光条例（※1）、再エネ特措法（※2）など関係法令においても規定されています。

関係法令に基づく説明会と市太陽光条例に基づく説明会を兼ねて開催することは、市としては、問題ありません。

それぞれの制度における規定・要件等を順守した上で、上手くスケジュールを立て、合理化できるものは合理化していただくことは、事業者、住民、双方の負担の軽減にもつながりますので、ご検討いただくようお願いします。

ただし、兼ねて開催することが、関係法令において問題ないかどうかは、その制度の所管先へよく確認してください。

また、それぞれの制度において説明会に関する規定・要件等は異なりますので、兼ねて開催する場合は、それらを十分に確認し、いずれの制度における規定・要件等をも充足する内容で開催するように注意してください。

なお、再エネ特措法に基づく説明会のみ先行して行うことをお考えの場合は、次のこ

とに留意してください。

再エネ特措法において、説明会に参加する周辺地域の住民の範囲について、事業者から市へ照会する規定があります。

この照会があった場合、市は遅滞なく回答を行いますが、これはその時点で判明している限定的な情報に基づいて行う回答となります。

その後の市太陽光条例の手続において行う説明会の対象範囲は、市太陽光条例の事前協議後、事前協議資料等に基づいて別途判断することとなりますので、ご注意ください。

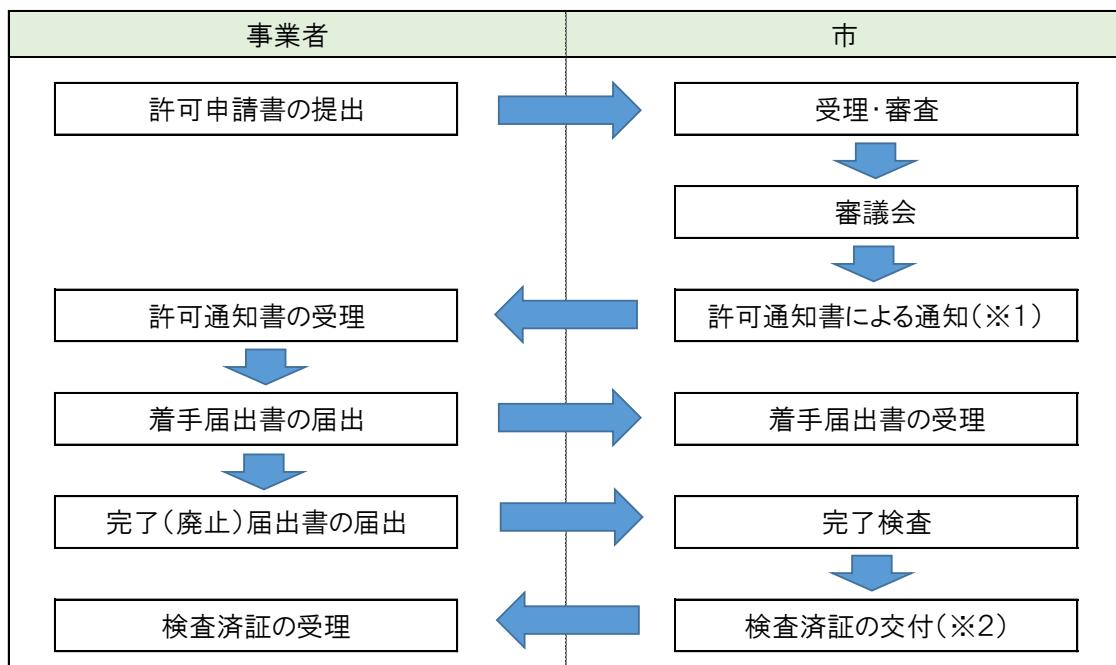
※1 県太陽光条例 = 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

※2 再エネ特措法 = 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

なお、再エネ特措法に基づく説明会は、同法の認定を前提としない事業計画である場合は、開催不要です。

5 許可申請手続

(1) 許可申請手続の流れ



- ※1 不許可の場合は、許可しない旨の通知書により通知します。
- ※2 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証を交付できない旨の通知書により通知します。

(2) 市への提出書類

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画の許可申請書 (別記様式第9号)	①事前協議書の添付書類全て(事前協議時点から変更がある場合は、変更後の書類を添付すること。また、変更箇所には付箋を貼付し、変更内容及び理由を説明する書類を添付すること。) ②眺望点からの見え方に関するシミュレーション ③宅地造成等規制法第8条第1項の許可申請の添付図書に準じた書類。「開発行為と宅地造成に関する工事申請の手引き」参照のこと。(ただし、審査が必要な場合のみ) ④事前協議終了通知書(※1)の写し	手数料 25万円 提出部数 13部 (正本1部・副本12部)
大規模な太陽光発電設備設置の着手届出書 (別記様式第13号)		提出部数 2部 (正副各1部)
大規模な太陽光発電設備設置の完了(廃止)届出書 (別記様式第14号)	①工事における各工程の写真 ②工事完了が確認できる写真 ③事業区域の位置を示す図面 ④土地利用計画平面図	提出部数 13部 (正本1部・副本12部)

- ※1 事前協議終了通知書は、発出日から3年以内のものとしてください。
3年を超過している場合は、手続をはじめから(事前協議書の提出から)やり直してください。
- ※2 市への提出書類(添付書類含む。)については、電子データも併せて提出してください。

6 許可の基準（条例第12条第1項、規則第9条及び第10条）

1) 事業区域及びその周辺地域（以下この項において「事業区域等」という。）において土砂崩れ、^{浸水}溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に砂防指定地（砂防法第2条の規定により指定された土地をいう。）を含まないこと。
- (2) 事業区域に森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項の保安林の存する土地を含まないこと。
- (3) 事業区域に地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
- (4) 事業区域に河川法第6条第1項に規定する河川区域を含まないこと。
- (5) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。

【備考】市長が審議会の意見を聴いて十分な措置が取られていると認める場合は、基準に適合しているものとみなすことができる。

2) 造成計画が規則で定める基準に適合していること。

- (1) 宅地造成等規制法施行令第5条に掲げる基準を満たすこととする。

3) 排水施設、擁壁その他の施設が規則で定める基準に適合していること。

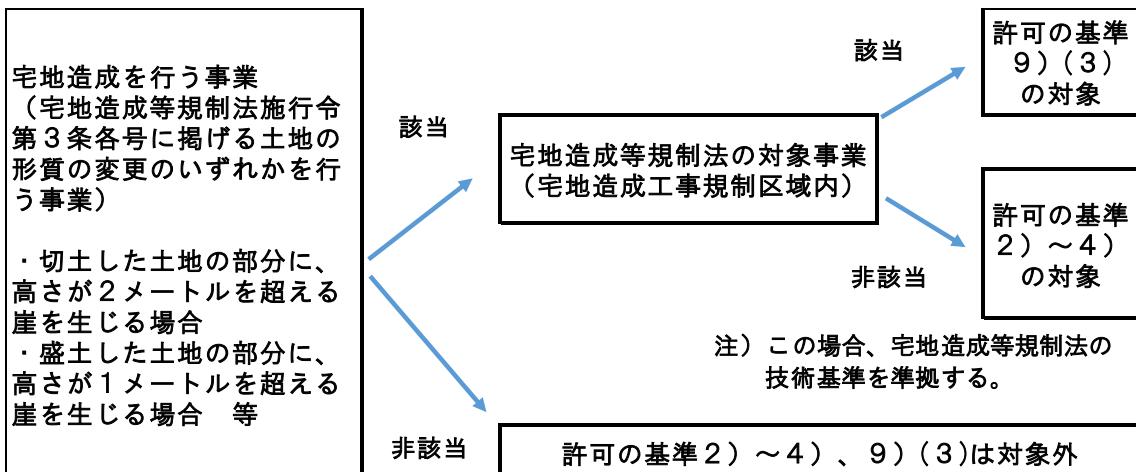
- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が宅地造成等規制法施行令第13条に掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 拠壁その他崖面に講ずる措置が宅地造成等規制法施行令第6条から第12条まで及び第14条に掲げる基準並びに同政令第15条に基づく別に定める基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて市長が必要があると認める場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

4) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講すべき措置が規則で定める基準に適合していること。

- (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
(2) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。

【備考】

- 1 2) から 4) までの許可の基準は、事業に関する工事が宅地造成等規制法第2条第2号の宅地造成であって、同法第3条第1項の宅地造成工事規制区域の区域の外において行われるものであっても、適用する。
2 事業に関する工事が宅地造成等規制法第2条第2号の宅地造成であって、同法第3条第1項の宅地造成工事規制区域において行われ、9) (3) の許可の基準に適合しているときは、2) から 4) までの許可の基準に適合しているものとみなすことができる。



5) 事業区域等における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を6メートル確保できるよう事業区域を後退させる等大規模な太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
(2) 大型車の通行等による既存の道路、河川及び水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

6) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 大規模な太陽光発電設備から発生する騒音が和歌山県公害防止条例第17条第1項の排出基準に適合していること。
- (3) 事業完了後における大規模な太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 造成工事並びに大規模な太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の環境への影響を最小限とするものであること。
- (5) 事業区域内に事業区域と接する土地との間に20メートル以上の幅の緩衝帯が設けられていること。

※騒音に係る排出基準（和歌山県公害防止条例施行規則より）

(単位 デシベル)

時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	55	65	55	45

備考（騒音に係る排出基準）

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校
 - (2) 保育所
 - (3) 病院及び診療所
 - (4) 図書館
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 幼保連携型認定こども園
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

- (2) 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域
- (3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域
- (5) 第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。
- 3 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 6 騒音の測定場所は、原則として、工場等の敷地境界線とする。
- 7 この基準は、施行規則の施行の日から適用する。ただし、この基準が施行された際現に第5種区域内に設置されている工場等については、条例第31条第2項に定める改善命令に関する規定は、当該基準が施行された日から3年間は適用しない。

7)事業が景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 大規模な太陽光発電設備が市の景観の骨格を形成する山並み景観その他丘陵・里山景観の保全上支障があるものではないこと。
- (2) 大規模な太陽光発電設備が地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。
- (3) 前2号で掲げる基準のほか、景観計画で定める基準に適合していること。

※景観計画で定める基準（一部抜粋）

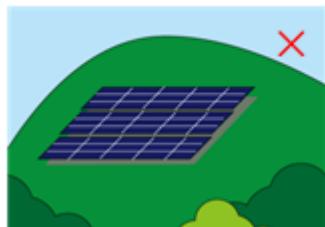
項目	基準
共通	<ul style="list-style-type: none">① 計画地周辺の景観の類型を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。② 地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。③ 周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。
工作物の新設、増築、改築等	<ul style="list-style-type: none">① 周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。② 工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。
開発行為／土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none">① 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。② 法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。③ 擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。④ 計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。

※景観計画で定める基準を、太陽光発電事業に特化して具体的な記載とした「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」も策定していますので、参照してください。

※景観を阻害する例



スカイラインを阻害しないこと



市の景観の骨格を形成する山並み景観その他丘陵・里山景観の保全上支障があるものではないこと



歴史的・文化的景観資源と近接しないこと

8) 事業区域等における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域及びその周辺地域に動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。
- (2) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。
- (3) 事業区域及びその周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。

※8 (3)

- ・動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落とは、法令等で指定されているもの、法に基づく指定地域の根拠とされているもの、文献等に記載されているもの、その他学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- ・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行うこと。

9) 関係法令を遵守していることとして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業計画が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達を前提とするものである場合は、同法第9条第4項により認定を受けていること又は認定を受けることが見込まれること及び同法第15条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 事業に関する工事が電気事業法施行規則第65条第1項の主務省令で定めるものに該当する場合は、工事の計画が電気事業法第47条第3項各号のいずれにも適合していること。
- (3) 事業に関する工事が宅地造成等規制法第2条第2号の宅地造成であって、同法第3条第1項の宅地造成工事規制区域において行われるものに該当する場合は、同法第8条第1項の許可を受けていること又は許可を受けることが見込まれること。
- (4) 事業に関する工事が森林法第10条の2第1項に規定する開発行為に該当するときは、同項の許可を受けていること又は許可を受けることが見込まれること。
- (5) 事業が関係法令の基準に適合していること。

10) 市の総合計画、環境基本計画その他の行政計画に適合したものであること。

11) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的に照らして必要なものとして規則で定める基準に適合したものであること。

- (1) 事業区域の土地の所有権若しくはこれを使用する権原を有していること又は有することが見込まれること。
- (2) 太陽光パネルを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないよう、安全に地盤に定着されたものであること。
- (3) 太陽光パネルは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないよう、構造耐力上安全に取り付けられたものであること。
- (4) 事業終了後は、速やかに大規模な太陽光発電設備を撤去し、整地、緑化、修景その他周辺環境の保全及び防災のために必要な措置を講じる計画となっていること。
- (5) 本市の環境、事業区域の特性及び事業計画の内容に鑑み、市長が必要と認めるときは、前各項及び前各号に規定するもの以外のものについての当該必要な措置が講じられ、また、前各項及び前各号の基準のうち安全性に関するものが安全側に計画されること。

7 事業計画の変更等の手続

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続が必要になりますので、環境政策課にご相談ください。

変更許可書等の種類	添付書類	備考
事業計画の変更許可申請書 (別記様式第10号)	変更内容が確認できる書類	提出部数 13部 (正本1部・副本12部) 手数料 12万円

8 許可の取消し

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により許可（変更の許可を含む。）を受けたとき。
- (2) 許可を受けた日から1年を経過する日までに事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可を受けた事業に着手後、1年を超える期間事業を中断したとき。
- (4) 許可の基準を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可を受けた条件に違反したとき。
- (6) 許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けなかったとき。
- (7) 市からの措置命令に違反したとき。

9 措置命令等

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、市から是正措置の命令を行うことがあります。

- (1) 検査の結果、許可内容に適合していない箇所が認められるとき。
- (2) 許可または変更許可の事業計画通りに事業を行っていないとき。
- (3) 条例の規定に違反したとき。

下記の①～③事項に該当する場合は、事業者名及びその違反事実を公表します。

- ① (1) から (3) の是正措置を命じたとき。
- ② この条例に基づく許可を取り消されたとき。
- ③ この条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。

【お問合せ】

和歌山市 市民環境局 環境部 環境政策課

TEL : 073-435-1114

FAX : 073-435-1366